

# 謝金に関する規程

株式会社シーアイ・パートナーズ

# 謝金に関する規程

## 総則

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 シーアイ・パートナーズ（以下「会社」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金対象者)

第2条 会社の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

### (支給対象)

第3条 謝金は、以下の業務に対し、会社が依頼し、遂行された場合に支給する。

- 1 研修・講演・談義
- 2 会議・座談会への出席・助言
- 3 原稿執筆・翻訳
- 4 その他、役員が認めた業務

### (謝金の単価)

第4条 謝金の単価は、別表「謝金基準表」に定める金額とする。なお、源泉徴収税を含む税込み金額とする。

### (交通費・宿泊費)

第5条 講師等には、謝金とは別に、交通費および宿泊費の実費相当額を支給する。交通費は、原則として公共交通機関（JR・私鉄・航空機）の運賃とする。

### (支払方法)

第6条 謝金は、原則として講師等の指定する銀行口座へ振込にて支払う。

2 支払いにあたっては、法令の定めに従い所得税の源泉徴収を行った上で、その残額を支払う（支払先が法人の場合を除く）

### (旅費・交通費の清算)

第7条 交通費等は、領収書等の証憑書類を提出し、清算するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、執行役員会議の決議による。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については代表取締役の専決事項とする。

附則

本規程は、2026年4月1日から施行する。

別表

講演・講師：1時間当たり2,000円～（2時間以内）

座談会・インタビュー：1時間当たり：2,000円～

原稿執筆：400字あたり2,000円～

専門的コンサルティング：別途相談

\*特別な知識・経験を要する場合は、上記基準にかかわらず経理財務部長の決裁を経て決定する。